

○宮崎市災害危険区域に関する条例

平成18年12月25日条例第88号

改正

令和4年9月30日条例第27号

宮崎市災害危険区域に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

（災害危険区域の指定等）

第3条 法第39条第1項の災害危険区域は、河川の出水による危険の著しい区域として市長が指定する区域とする。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係住民の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をするときは、当該区域を公示し、当該区域を記載した図書を一般の縦覧に供しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によって、その効力を生ずる。

5 第2項から前項までの規定は、第1項の規定による指定の変更及び解除について準用する。

（建築の制限）

第4条 災害危険区域内においては、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他の居住室（居住のために使用する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物並びに病院（病室を有する診療所を含む。以下同じ。）及び児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する建築物であつて、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けたものでなければ、建築してはならない。

（1）規則で定める災害危険設定水位（以下「災害危険設定水位」という。）以下の部分に居住室を有しない建築物（病院及び児童福祉施設等を除く。）

（2）主要構造部（屋根及び階段を除く。以下同じ。）が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に病室又は居住室を有しない病院

（3）主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に寝室（入所する者の使用するものに限る。）又は居住室を有しない児童福祉施設等

（4）法第85条第2項の応急仮設建築物若しくは仮設建築物又は同条第6項の規定により市長の許可を受けた仮設建築物

2 市長は、災害防止上特に支障がないと認めるときは、前項に規定する建築の制限を緩和することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。